

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第2、議案第3号 松崎町ふるさと応援基金条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第3号は、松崎町ふるさと応援基金条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長 山本 公君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） ちょっと聞かせていただきます。まず1条の設置なんですけれども、これは目的だと思うんですけど、このところに「花とロマンのふる里づくりを推進するための事業」というのは、どのような事業なんでしょうか。ちょっと意味があいまいでわからないんですけど、例えば教育とか福祉とか、いろんなものがあると思うんですけど、その辺も含めてどのような事業に使えるのか説明をお願いします。

○企画観光課長（山本 公君） 花とロマンのふる里づくりに充当させていただくということで、これまでもふるさと納税の応募の中、募集の中でも花とロマンの里松崎町のまちづくりということの中で産業の振興ですとか、福祉の関係ですとか、防災・防犯の関係ですとか、環境保全施設整備ですとか、あるいは人材育成ですとか、全てのものを明記させていただいて、それに充当させていただいておりますので、町が進めている全ての事業に該当するという事で考えております。

○7番（関 唯彦君） それであれば、わざわざ花とロマンのふる里づくり推進事業にしなくてもいいんじゃないですか。

こういうものというのは、条例というのは、私たち議員が替わったり、または課長が替わったり、町長、副町長も替わったりしていくあいだにこれが変なふうにとられる可能性も出

てきますよね。よそのところではいろんなものに使えるために、例えば地域のコミュニティを高める事業や健康、福祉、教育、環境保全などというふうに関係するものを盛りこんでいるんですよ。

ですから、議員が替わろうと、課長が替わろうと、町長、副町長が替わろうと、いろんなものに使える文言を入れてあるんですよ、最初から。これだとへたをすると議員によって、これはちょっと固定・・・、ある程度のところ、狭い意味なんじゃないかと受け取る可能性が出てくると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○企画観光課長（山本 公君） 各市町によっては、議員さんが言われたように明示をしているものもあるかと思いますが、これだから、これじゃなきゃだめだという話ではなくて、先ほども申しましたように、町の進めている事業全てに、松崎町のやっているまちづくりに充てるんだということの中で、ご理解いただければ全て対象になるということ。

○7番（関 唯彦君） やはり条例というのは一人歩きするんです、最終的に。

最初はこういうものに使いますよといってもちゃんと明示しておかないと、一人歩きしたときにどういう方向に使われるかわからなくなってしまう。今みたいにいろんなものに使えるのであれば、そののちをしっかりと使えるような状態の文言にしていかないと。これは後のち、今ここにいる人たちがいなくなったときに、これは一人歩きしたらどうなるかわからなくなります。だから私はこれを言っているんです。

いま現在いろんなものに使えると言うけれど、こういうことに限っちゃうということがよくないんじゃないか。これじゃあ、私は承認できませんよ。ほかの議員はわかりませんがともね。

やはり、いろんな文言を入れておく、例えば花とロマンのふる里づくり推進事業をもとに、例えば町の活性化するためのいろんな事業に使えるとか、そういう文言を一言でも入れれば幅が広がりますけれども、これだけだとちょっと・・・、後のちのこと、一人歩きしたときのことを考えると不安に考えます。もう一度お答えください。町長。

○町長（齋藤文彦君） 私としては、平成の花とロマンのふる里づくりは松崎らしい田舎づくり、少子高齢化を土台としたまちづくりだということできたわけですから、これでいいのかなと思っているわけですが、関議員さんの言われるようなことを言われると、なかなかつらいところがあるわけですが、難しいですかね。私としては、平成の花とロマンのふる里づくりは松崎らしい田舎づくり、少子高齢化を土台としたまちづくりだということやってきて、もう全部に使えるというように私は感じているわけですが、

○7番(関 唯彦君) 最後に質問を1回させていただきます。

それは町長の思いでしょう。これが別の町長に替わったり、いろんなことをすると、この意味が変わってくる可能性はあるんですよ、この意味が。花とロマンのふる里づくり推進ということが、意味合いがこれから先に変わらないということはないんですよ。今は町長はそう考えているかもしれませんが。後のちのことを・・・、これは10年も何10年も続く可能性があるわけですよ。そのあいだに替わったときに、人が替わったときに、わかるような使い方をちゃんと明記するべきじゃないですかということなんです。そうしないと、これが変な方向にふるさと基金が使われる可能性が出てくるから、そのことを言っているんです。もう一度お答えを。

○企画観光課長(山本 公君) まちづくり全てに使えるということであれば、ご心配のことはないかと思えますし、当然継続してまちづくりというのは進められていくわけですので、そのようなことはないと認識しております。

また近隣のものもちょっと参考には作らせていただいておりますけれども、西伊豆とか、南伊豆とかも同じようなまちづくりみたいな形の中で記載もされておりますし、広く町が進める事業全体を含んでいるというご理解でお願いしたいと思えます。

○議長(稲葉昭宏君) 申し上げます。質疑の回数は一応今までの例としましては、一議員3回ということになってはいますが、議長の許可を得て、そうすれば、議長の方で何回でも指名する。必要に応じて議長の方で判断をいたします。

(斉藤議員「一応全員に回ってから、そういうふうにしてください」と呼ぶ)

○議長(稲葉昭宏君) 続行します。

○10番(鈴木源一郎君) 課長、この条例は基金を作ること自体は悪くないと思えますけれども、花とロマンのふる里づくりを推進するための事業の財源というふうに特定するのは、何かどこかでそういうふうに指導が・・・、県の指導があるとか、国のふるさと創生に係ることであろうということになるかということがあるわけですか。

いま関さんもおよそ言っていることだと思いますが、地域の活性化あるいは今なかなか予算が窮屈で福祉とか暮らしに関わる問題も非常に予算を必要とするということがあるわけですね。

だから、それらも視界に入れたそういう基金にすべきじゃないかと思えますけれども、なぜふるさとになっているんですか。

○企画観光課長(山本 公君) 県とか何かからの指導があったかというようなことについて

は、ございません。松崎町は昭和53年から花とロマンのふる里づくりということで、町民に向けては行っておりました、外向きには花とロマンの里ということで、町のシンボルテーマということでやっております。その花とロマンの里ということの中で全ての事業、それは福祉もあり、産業の振興もあり、何もありませんということで全部進めておりますので、それら全てを包含するものだという認識をしております。

また、寄附者の方からもこういうものに使ってもらいたいというようなものもございますので、それらに沿った形の中で当然使われていくということで認識をしております。

○10番（鈴木源一郎君） 町長、いま言ったように県や法律の規制等はないということですので、いま全体を見渡して、その活性化の関係の予算にも回せると、あるいは福祉や暮らしにも回せるという視界をもった使い道ができるような条例にすべきじゃないですか。なんでこのふるさとに限定しているんですか。

○町長（齋藤文彦君） 花とロマンのふる里づくりというのは依田さんから年々ときて、私も引き継いだわけですがけれども、花とロマンのふる里づくりといたらまちづくりの全体を示しているのです、これこれに使えないということはなく、どれでも使えると思うので、私はいいのではないかなと考えているところでございます。

○10番（鈴木源一郎君） それなら、なおさら限定してしまわないで、設置の目的のところ限定してしまわないで、花とロマンのふる里づくりを推進するための事業の財源というふうにしてしまわないで、もう少し広角の広さをもった使い道に充てていくということにすべきじゃないですか、どうなんですか。

○企画観光課長（山本 公君） 先ほど来申し上げておりますけれども、花とロマンのふる里づくりということが、松崎町のまちづくり全体を示すものであるということですので、それはこれで個別のものという話ではなく、全体を含んでいるということでご理解をいただきたいなと思いますし、先ほども申しましたけれども寄附者の方のご意向なんかも踏まえまして福祉の部分に使ってくださいということであれば当然福祉の方にしますし、使った人については、また明確にしていかなければならないということも考えていますので、これで全てを含んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

○1番（藤井 要君） 私も再三ふるさと納税に関しては質問しておりますけれども、テレビ等を見ましても、やっぱり目的というか、このお金を・・・先ほど課長も答弁しておりますけれども、この目的に使ってくださいよという人が必ずいるんですよ。

今回松崎に対しても出してくれている方もいるわけですよ。川の美化に使ってください。

あとは、ただ何もなく、お金をただ入れてくれて、松崎のために使ってください、そういう方がいるわけですから。お金に色はないわけですがけれども、その判断は、じゃあ、川の清掃に、自然の里づくりに使ってくださいよといったら、そのお金はそちらに入れる。そういう目的の何も書いてないものは普通のなんでも使える。やっぱりそういうのが私は必要だと思いますし、そういうのは当局の方でちゃんとしっかり把握して、この花とロマンの里、そういうのにも・・・、それはそれでいいと思うんですよ。あとは、管理の方を十分にできるかどうか、そこだと思いますけれども。

それから、西伊豆町は50パーセント返納しますよね。うちは40パーセントということで、それはどういういきさつになっているかわかりません。そういうあれもありますけれども、そういう方法でいいと思います、私は。

ですから、自然に返してくれという人がいればそれに役立つ。管理だけ。あと、40パーセントになった理由だけ教えていただければと思いますけれども。

○企画観光課長（山本 公君） 藤井議員さんからお話のありましたように、目的をもって寄附される方がおります。それはその向きで使わせていただくということで考えておりますし、まちづくり全般に使ってくださいということであれば、それは町の方でどの事業に充てるのがいいだろうかということを考えながら当然やっていきます。

それぞれ、また報告は何に使いましたという形の中で報告はしていくことで考えていますので、その目的に合った使い方をしてまいりたいと思います。

それから返礼金の関係ですけれども、西伊豆は50パーセントですか、うちは40パーセントということの中で設定をいたしましたけれども、返礼品競争みたいな部分がありまして、あまり華美にならないようにしなければならぬというような指示もある中で、うちとしては40パーセントで。チームふるさとという役場職員で副町長を中心に検討したチームがありますけれども、その中で議論した結果、40パーセントという数値にさせていただいたところがございます。

○1番（藤井 要君） これも、いま西伊豆は3億5000万円とか、うちが約600万円ですよ。これもちよっと私は考えたところブームかなと、実際にやってくれた人もいますよね。その人の話を聞くと、もう飽きたよというような方もいました。これもブームということでいっちゃいますと、1000万何某も集まるかどうか、それは注視していくわけですがけれども、これは継続という中では、なかなか1000万円程度くらい、本来でしたら、1億円でも集まってくればいいと思いますけれども、そういう中で継続していくような、やっぱり町のP

R、インターネット等を通じて積極的に、あなたの納税は河川の修理に使いました。うちのこういう建物がこんなにきれいになりましたとか、そういうインターネット等でバンバンと流していただくようなことをお願いしたいなと思いますけれども。

○企画観光課長（山本 公君） ふるさと納税を考えるチームの協議の中で、今ふるさとチョイスというホームページ、全国的なホームページがありまして、それを活用していくというようなことを考えております。ふるさと納税のトップ25くらいの中の92パーセントくらいがそのホームページを使っていると、ヤフーと合わせて公金、クレジットでお金が支払えるみたいな仕組みがあるようでして、そのホームページですと月に100万件くらい見ているようなこともありますので、幅広く情報を提供して活用していただくと。ただ、先ほども言いましたように、返礼品の競争になっても困るという部分がありますので、松崎町のまちづくり等を訴えながら利用していただく。それで産業の振興ですとか、あるいはこちらに来ていただいたり、松崎町のファンを増やすということを考えておりますので、新たなシステムを導入して対応していきたいと考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（高柳孝博君） 本条例は基金にすることなんですけれど、一つは、寄附金が・・・、いわゆるふるさと納税としてくる方については、自分の税金の軽減というのを目的でやる方もいらっしゃるわけですよ。一方で全然関係なくて、とりあえず何でもいから寄附をするから使ってくれ。あるいは土地とかなんかもたぶんあるんだと思いますけれど、そういったものの寄附というものを全て含めるのかどうか。それが1点と、先ほど言われたシステムが、寄附が入ったときのシステムをどのようにして基金に入れていくか、その流れを教えてください。2点お願いします。

○企画観光課長（山本 公君） この寄附の形ですけれども、当然ふるさと納税という部分もありますし、そうでない部分の寄付もあるかと思えます。それらを両方とも含めてということになります。

それから、ふるさとチョイスの関係ですけれども、そのホームページをご覧になっていたいて、その中で、ここの町、商品とか、そういうものを協力していきたいという形で申し込んでいただくと、クレジットカードみたいなものでお支払いがされて、ヤフーですかね。そこで料金を収納して町の方に入れてくるというような形になっています。

○5番（高柳孝博君） そうすると、システムというのはなんということではなくて、ふるさとチョイスのそこにエントリーするための費用という感じでみていいですかね。その処理が

あるんでしょうけれども、当然課金してその分はお金を入れる。あるいは手数料とかはあるのかもしれませんが、そういったものは発生するんですか。

○企画観光課長（山本 公君） 月額利用料というのも当然ありますし、あとは、納税額に応じて手数料というんですかね、1パーセントでしたが、その1パーセントが手数料ということで取られます。ただ、先ほども言いましたように、全国的にトップを占める自治体はそのシステムを活用して、ふるさと納税を募集していますので、それらを利用する方が大いに効果があるのではないかと考えています。

○5番（高柳孝博君） そうしますと、寄附金が全て含まれるということですので、何ということではなくて、ふるさと応援基金とか特に謳わなくても寄附金全てを基金としてできるように取れるわけですが、そういったような解釈でいきますと、寄附は全て基金として一旦入れて、使うときに引き出すというようなイメージになるような気がするんですが、いかがでしょうか、

○企画観光課長（山本 公君） そうです。ふるさと納税で納めていただいた分、あるいは寄附金ということで納めていただいた分を原則的には年度末に積んで、翌年度の財源に充てると、状況に応じては、お金の状況によっては、年度中に使わせていただくということも考えております。

○5番（高柳孝博君） いま質問したのは、そういうことではなくて、寄附金全ては基金に入れることになるでしょう、そういうことを言いたい・・・、だから、わざわざふるさと応援基金とか・・・、基金の名前をたまたまふるさと応援基金という名前にしたんですね。そういう意味ではね。

だから、寄附金全ては一旦基金に入れますよというのがこの条例だとしていいですね。

○企画観光課長（山本 公君） すみません。回答が・・・、全てこの基金の中に入れて、ふるさとを応援してくれる方々の思いを町の方で受け止める。

ですから、ふるさと納税の部分もあれば、それ以外の寄附の部分もあるということでご理解をいただきたいと思います。

○8番（斉藤 重君） いろいろ意見が出ていますけれども、私はふるさと納税というものについては、基金条例を作る中で、ふるさと応援基金条例と銘打っている中で、この条例の中に「花とロマンのふる里づくりを推進するための」という文言は、これはマッチしているんじゃないかなと思います。

その内容については、先ほどから出ているように、みんな考え方がいろいろあった方がお

金をくれるわけですけれども、使い方については、事務局の方でいろいろ判断しながらやっていくという回答がありますので、そういうことについての、今から事務処理的なことについてはお任せしなきゃならない中で、先ほど同僚議員からもあったけれども、後を心配して議員が替わると、町長が替わるとというようなことがあったけれども、あくまでも先ほど町長が言った、依田町長から引き継いで花とロマンのふる里づくりということは、ずっとこれは後あとの後継する、引き継いでやってくれる町長たちも・・・、町長は引き継いでいくような形を、長くやってもできていくと思うんですが、その点について町長の考え方、根っこの方だけでも、聞かせて。このふる里づくりということについては、どうしてもやってもらいたなというような信念でいるかどうか。そこのところ別の角度から聞かせてください。

○町長（齋藤文彦君） 私は、まちづくりのためには、やっぱりキャッチフレーズみたいなものがいて、依田さんが花とロマンのふる里づくりというのでやってきたわけですから、私もそれを引き継いできたわけですから、まちづくりのための中心になるのが花とロマンのふる里づくりで、これを中心に町をやっていく、まちづくりのためのキャッチフレーズというような感じでいますので、どれに使うては悪い、どれに使うてはいいということはないと思いますので、これでいいのかなと私は考えているところでございます。

○8番（斉藤重君） そういう形の中で、やはりこれはふるさとを思う人たちからの心ある寄附であるので、そういった形を受け止めて大にこういったことを銘打って後あとに引き継ぐということは、私はいいいことだと思いますよ。私自体の考えは賛成ということで回答はいいです。

○3番（佐藤作行君） ちょっと2点ほど聞かせてください。いま皆さんが言われていることは、花とロマンのふる里づくり推進のための財源に充てるためとなっておりますが、これは、財源の後ろに等を一つ付ければいと思うんですよ、財源等。そうすればなんにでも使えます。

それから、ほかの市町村の長とこのあいだちょっと話をする機会があったんですが、この返礼する品物ですが、これを地域の産業の起爆剤にしたいというような思いを持っている首長の方もいらっしゃるわけですよ。これを、返礼率を高くしても、早い話が、100パーセントお客さんに返しちゃってもいいんだと、それを産業振興策として町の活性化に使ったらどうかというような頭をもっている首長の方もいるわけですよ。

それで、金持ちの自治体だったら、産業振興策で別に予算を付けてやれるんだけれども、小さい市町村じゃあなかなか大きい予算を割けないと、それだったら、ふるさと納税を通じ

て町の振興策に役立てていこうというような考え方をもっている人もいるわけです。

うちの町長は、そういう考え方をもたないというような話なんですけど、そこらはどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 私は、松崎町は寄附金の4割を返すことになるわけですけども、私はそれでいいのかなと思っています。

○3番（佐藤作行君） 産業振興策として町の活性化に役立てるということで、役立てようかという視点はないかということです。

○町長（齋藤文彦君） 私は、本当はふるさと納税が始まったときに、松崎ブランドがありますよね、商工会で。それで松崎ブランドじゃなくて伊豆ブランドにし、静岡ブランドにするためには、やっぱりこういうメニューを持って来てもらいたかったわけですよ。農業者、漁業者もこういう組み合わせがありますよと・・・、そういうのが全然なくて、こっちからいくような形になったわけですけども、そのくらいの熱意があって来てくれれば、ぼくらだって応えようかなと思うわけですけども、私はふるさと納税がこれからどうなるかということを見ると、これから2～3年は本当に競争、競争でカタログショップみたいな形になると思うわけです。

だけど、ある程度それが、これはうまくないぞというので、収束してくると思うわけですけども、今の松崎のやり方でやっていくのが私は一番地域活性化にもなると思っていますので、これでいきたいなと思っています。

○5番（高柳孝博君） このふるさと納税でもしやられた場合には、寄附した方については税金が安くなるわけですね。そうすると、100パーセント返すということは、買い物をしたのと一緒にあって、そうすると、それは脱税じゃないかという話があるわけですね。だから、それのところも少し考えながら、できるだけ町として利益になること、そこを考えなければいけないと思います。そのあたりの考え方は。

○企画観光課長（山本 公君） 100パーセントお返しするというものもないわけではないですけども、本来ご寄附をいただいた方の趣旨に返戻金で返してしまうわけですから、本来ご寄附いただいた方の趣旨に添わない使い方になってしまうということもございますし、国の方からもあまり返礼品の価格の割合、例えば、50パーセントですよ、60パーセントですよとかというような表示はしてはいけないとか、あるいは換金性の高いプリペイドカードみたいなものはだめですよとか、あるいは返礼割合の高い返礼品はだめですよというようなこともありますので、そのあたりを考えながら、今回40パーセントというものを出品させていただ

いて、返礼品を通じて産業振興を図るという意味もございますので、残った資金については、まちづくりに充てさせていただくということでございます。

○2番（福本栄一郎君）伺いますけれども、ふるさと応援基金というのを作るのはいいですが、これはやっぱりいくらかの目的があるんですか、基金として積み立てる。

私の考えでは、一年遅れで予算をやってくるべきだと思うんです、私はね。当局の考え方があるんですけれども。

そこで、それを前提として寄附者はどういった意思表示をしているんですか。単なる・・・ボンとお金をくれるわけじゃないと思うんです。何々のために使ってください、何々のために使ってくださいということできていると思うんです。その目的は・・・、1件1件は大変でしょうから、大まかにまとめた場合に、どういったことがあるんですか。まず1点、それをお聞かせください。

○企画観光課長（山本 公君）先ほど藤井議員さんのご質問の中でもありましたけれども、環境美化に使ってくださいとか、あるいは図書の購入に充ててくださいとか、そういう目的のないまちづくり全般に使ってくださいよみたいな方もあるわけですので、今回20件、600万円ほどあるわけですが、それぞれ納税した理由なんかもいただいていますので、その趣旨に沿った使い方をしてまいりたいと考えております。

○2番（福本栄一郎君）それで、町長にお伺いしたいですけれども、寄附者の意思を尊重しなければならぬと思う、何々に使ってください・・・、町長が唱えている6つの柱がありますよね。施政方針演説・・・、私はおそらく・・・、思うには環境とかインフラ整備は一般財源で予算措置できるでしょう。措置できない目に見えた形に残すのは、何かモニュメントを作るとか、あるいは子育て支援、町長が唱えている未来を担う人材を育むまちづくりの対応があります。これもいわゆる米百俵の思想だと思うんですよ、明治維新のね。米百俵の精神・・・、こういったことになってふるさと・・・、次の世代へと培う、バトンタッチできる人材を皆さん希望していると思うんです。なぜかという、国でもおじいちゃん、おばあちゃんから孫へと教育資金、これも税制が緩和されていますよね。相続税もそうだと思うんです。そういった形でやるべきだと私は思うんです、人づくりのために。あとのインフラ整備は一般財源で予算措置、これは補助対象にもなるでしょう。道路を造ります、河川を直す、国県の補助金対象になる。補助金対象にならない有効な使い方は人材育成だと私は思うんです。それが松崎、ふるさとを思う寄附者の考えだと思うんですよ。それが1点と、何も目的を定めないので松崎の役場で町長とお会いして、使ってくださいといった場合は、そこの

線引きですよ、私の言うのは。社会福祉協議会へやるお金があるのか、日赤にやるのか、あるいはあしなが育英基金はないでしょうけれども、その辺の仕分けはどうするんですか。それをお聞かせください。

○町長（齋藤文彦君） お金に色はないわけで、皆さんほとんどがまちづくりのために使ってくださいと言うから、まちづくりのために使っていくと思います。それが人材に行くのか、社会福祉の方に行くかは、それぞれどっちに行くかによって違うわけですが、まちづくりのために使うわけですから、いいのではないですか。

○2番（福本栄一郎君） それは、包含でやっている花とロマンのふる里づくりです。これっていうのはやっぱり依田町長が提唱したいいわゆるスローガンです、全国に先駆けて。それによって全国から視察がもう毎日1組2組来ていました。日本全国3つ、静岡県伊豆松崎町、大分県の湯布院、それから愛知県の足助町、連日連夜来ていました。

それから町長が何代か替わって、今の齋藤町長は、今度は平成の花とロマンというスローガンでやりましたけれど、それはいいんです。

だけど、こういった個人的な寄附金は、町長の考えでしょうけれども、包含された中でも、いわゆるインフラ整備になると国県・・・、繰り返しますけれど国県の補助金が付くじゃないですか。こういうのはむしろ日の当たらないというんですか、町村独自に任せている人づくりだと私は思うんです。その辺をもう一度、再度お願いしまして。それから、もう1点、表彰式に・・・、去年の12月でしたか、いわゆる功労者表彰式で感謝状を3人に渡しましたよね。そういった一者の思うところをやってくれませんか。

それから個人的ですけれども、小下田の眼科へ行きますと感謝状が2つあります。病院の先生が松崎町からきたと・・・。これは見ていただければわかります、私も通っていますから。その辺で、本当の意思というのは、寄附者の意思を・・・、どういったところあるのかということをお聞かせください。

○町長（齋藤文彦君） 人づくりもなまこ壁を修復するとか何とかというのも全部をひっくるめて、私はまちづくりだと思っているわけです。だから、それがどういうふうに使われるかというのは、そのときによって違うわけですが、まちづくりのために使われるわけですから、何かあれですか。

○2番（福本栄一郎君） 私が言うのは、いわゆる日の当たらないところやってもらおう・・・、それは町長の考えでいいです。

先ほどの明確な・・・、社会福祉協議会へやるのか、日赤にやるのか、いろんな面でその辺

が答えは・・・、じゃあ、いいです。

でしたら、この目的、基金はいくら溜まったら動き出すんですか。それだけ教えてください。

○企画観光課長（山本 公君） 先ほどお話を申し上げました新年度において1000万円の予定をしております、500万何某を基金として積むわけですけれども、できるだけ多く納税していただければ、その基金として積む部分も多くなるわけですし、それがまちづくりの方に充てて、翌年度に・・・。場合によっては、当該年度の事業にも充てていくと先ほどご説明をさせていただいておりますので、1000万円貯まったから、2000万円貯まったから、そこまで待っているんだという話ではなくて、使えるものは当然使っていくということになります。

それから寄附者の意思というか、それは納税した理由がありますので、基本的にはそれに沿っていくと、それを書いていないまちづくりに充ててくださいということの中では、町が考えるこの部分に充てていったらいいだろうというものに充てていくというようなことで考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○9番（一瀬寿一君） 大変議論が出ております。取らぬ狸の皮算用じゃございませんが、いくらくるかわかりません。私もこれはこれでいいと思うんですよ。それで執行者の方でこれはいかようにもこれはそれなりにやってもらうだけけれど、一番最初に関議員が言った目的のところですね。佐藤議員も言ったけど、「等」か、「他」か、「その他」それを一文字入れれば全て解決するので。ほかのことは、これは何を言ったって執行者の方でやるわけですから、これはそれでいいと思うんですけども、その辺はどんなもんですか。「他」を入れるとまずいか、「等」を入れてもまずいか・・・。

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

（午前10時35分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

- 7番（関 唯彦君） 議案第3号 松崎町ふるさと応援基金条例の制定に反対をいたします。この基金に対しての反対ではありません。基金は大いに結構です。

ですけれども、設置のところの目的ですよね。第1条のところに「花とロマンのふる里づくりを推進するための事業の財源」と書いてあります。これはあくまでも先ほど町長が言ったようにキャッチフレーズであり、町長の、町の、標語なんです。

これは、私の考えでは、条例というのは、10年も20年も続くものです。ですから、そのあいだ変わらない文言を入れるのが普通だと思っています、私としては。ですから、そのところをしっかりとした、福祉ですとか、教育ですとかといういろんなものを入れておく、いろんなものに使える、10年も20年も替わっても変わらない文言を入れるべきだと、条例である以上はね、するべきだと思っています。それが一つ。

それから、これはあくまでもキャッチフレーズ、町長が替わったときに、いろんなところで変わる可能性があります。そういうことを考えると、この部分を変えることを要望して、反対をさせていただきます。

- 議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

- 10番（鈴木源一郎君） 本案に賛成いたします。

私も、いま関議員が反対しているような意味合いが必要だと思いますけれども、質疑でいろいろやりあって、答弁がそこら辺まで視界に入れて、ふり幅のある人でやっていくということですので、そういうことでもある程度通用するだろうというふうな判断をしまして、本案に賛成いたします。

- 議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 松崎町ふるさと応援基金条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

- 議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時43分)

---